



平成24年度

事務概要

埼玉県監査事務局

目 次

事務概要

| | |
|-------------------------|----|
| 監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌 | 1 |
| 1 監査の種類 | 2 |
| 2 平成24年度の監査の概要 | 3 |
| 監査の種類・内容・実施課所数等・監査結果等 | 3 |
| 指摘、注意、意見の区分 | 4 |
| 3 平成24年度に公表又は提出した監査の結果等 | 5 |
| (1) 定期監査 | 5 |
| (2) 特定事務監査(テーマ監査) | 11 |
| (3) 財政的援助団体等監査 | 11 |
| (4) 決算審査 | 12 |
| (5) 健全化判断比率等審査 | 14 |
| (6) 住民監査請求監査 | 16 |

資料編

| | |
|-----------------------|----|
| 平成24年度に公表又は提出した監査の結果等 | 18 |
| 1 定期監査 | 18 |
| (1) 実施課所数 | 18 |
| (2) 監査の結果等 | 19 |
| ア 平成24年度第1回 | 19 |
| イ 平成24年度第2回 | 25 |
| ウ 平成24年度第3回 | 28 |
| エ 平成24年度第4回 | 34 |

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 2 | 財政的援助団体等監査 | 40 |
| (1) | 監査対象団体及び実施団体 | 40 |
| (2) | 監査の結果 | 40 |
| 3 | 住民監査請求 | 41 |
| (1) | 年度別処理状況(平成20年度以降分) | 41 |
| (2) | 請求事案及び結果(平成20年度以降分) | 41 |

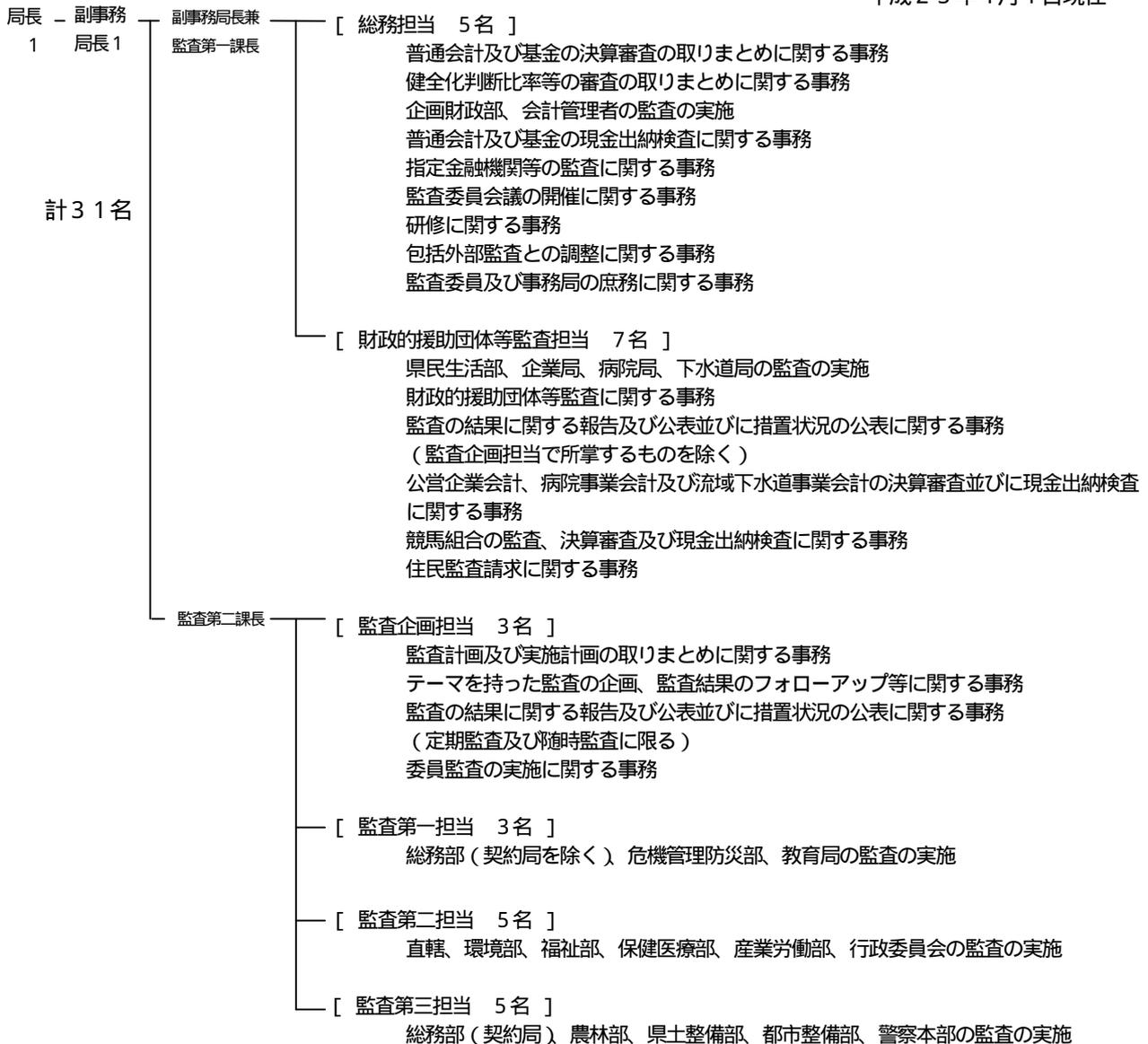
監 査 委 員

平成25年3月28日現在

| 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|---------|--------------------------|------------------------|
| 根 岸 和 夫 | 代 表 監 査 委 員 常 識 見 選 出 | 税 理 士 H21.7.11~ |
| 荒 井 伸 夫 | 監 査 委 員 非 常 識 見 選 出 | 公 認 会 計 士 H24.3.27~ |
| 松 沢 邦 翁 | 監 査 委 員 非 常 識 見 選 出 | H25.3.28~ |
| 梅 澤 佳 一 | 監 査 委 員 非 常 識 見 選 出 | H25.3.28~ |

監査事務局の組織及び事務分掌

平成25年4月1日現在



1 監査の種類

監査委員が実施する監査の種類は、地方自治法等に定められています。

| 監査の種類 | 根拠法律 | 監査の時期 |
|---------------|-----------------------------|----------|
| 1 定期監査 | 法第199条第1項、第4項 | 毎年度1回以上 |
| 2 行政監査 | 法第199条第2項 | 必要と認めるとき |
| 3 随時監査 | 法第199条第5項 | |
| 4 財政的援助団体等監査 | 法第199条第7項 | |
| 5 請求・要求に基づく監査 | | |
| 直接請求に基づく監査 | 法第75条第3項 | |
| 議会からの請求に基づく監査 | 法第98条第2項 | |
| 知事からの要求に基づく監査 | 法第199条第6項 | |
| 住民からの請求による監査 | 法第242条第4項、第5項 | |
| 職員の賠償責任に関する監査 | 法第243条の2第3項 | |
| 6 決算審査 | 法第233条第2項 企業法第30条第2項 | 毎年度1回 |
| 7 健全化判断比率等審査 | 健全化法第3条第1項 同法第22条第1項 | 毎年度1回 |
| 8 基金運用状況審査 | 法第241条第5項 | 毎年度1回 |
| 9 現金出納検査 | 法第235条の2第1項 | 毎月 |
| 10 指定金融機関等の監査 | 法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項 | 必要と認めるとき |

1 法・・・地方自治法

2 企業法・・・地方公営企業法

3 健全化法・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律

2 平成24年度の監査の概要

平成24年度に実施した監査は、次のとおりです。

| 監査の種類 | 内 容 | 実施課所数等 | 監査結果等 |
|-------------------|---|---------------------------|------------------------|
| 定期監査 | <p>財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に実施されているか等について監査しました。</p> <p>最小で最強の県庁組織による適正な行財政運営を確保していくため、24年度は、「修繕の契約締結手続き等(工事含む)」と「物品(備品)」の管理事務を重点監査項目としました。</p> | 583課所 | 指摘28件 注意37件 意見6件 |
| 特定事務監査 (テーマ監査) | <p>本庁、地域機関、団体等を通じた課題や複数部局にまたがる課題に的を絞って実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務の委託料について ・広報印刷物について | 9機関 8機関 | 意見1件 意見1件 |
| 財政的援助団体等監査 | <p>県が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している法人及び公の施設の管理を委託している団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。</p> | 48団体 51箇所 | 指摘なし 注意なし |
| 住民監査請求監査 | <p>執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為について、県民から監査を求められたものについて、監査しました。</p> | 2件 | 却下1件 棄却1件 |
| 決算審査 | <p>一般会計、特別会計及び公営企業会計について、決算数値が正しいか、予算の執行が適正で効率的・効果的に行われているか等について審査しました。</p> | 一般会計 13特別会計 5公営企業会計 | 知事へ審査意見書を提出 |
| 健全化判断比率等審査 | <p>健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。</p> | 一般会計等 公営企業会計 | 同上 |
| 基金運用状況審査 | <p>運用が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか審査しました。</p> | 3基金 | 同上 |
| 現金出納検査 | <p>県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。</p> | 一般会計 13特別会計 5公営企業会計 | 検査結果を知事と議会へ毎月提出 |

指摘、注意、意見の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、その処理を次のように区分しています。

| 区 分 | 適 用 基 準 |
|-----|--|
| 指 摘 | <p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの</p> <p>1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの</p> <p>2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの</p> |
| 注 意 | <p>事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの</p> <p>1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの</p> <p>2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの</p> |
| 意 見 | <p>次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの</p> <p>1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの</p> <p>2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの</p> |

指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告です。

意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するものです。

なお、平成24年度に公表した監査結果の指摘、注意の内容は、次のように区分しています。

[分野別]

- 1 契約
- 2 財産
- 3 現金取扱
- 4 補助金・負担金
- 5 行政監査
- 6 調定収入関係
- 7 未収金関係
- 8 その他支出

[性質別]

- 意図的な操作による手続変更
- 記載内容不備
- 管理不注意
- 書類未作成・未徴取
- 手続不備

3 平成24年度に公表又は提出した監査の結果等

(1) 定期監査

監査の結果に関する報告は、概ね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。

平成24年度は、次のとおり平成24年度監査実施(第1回~第4回公表)分を提出及び公表しました。

併せて、監査の結果に関する報告に添える意見を関係機関に提出しました。

| 区 分 (提出日・公表日) | 対象機関 | 監査実施期間 | 監査結果 |
|--|-----------------|---------------------------|-------------------------|
| 24年度 第1回公表 (提出日 24年 9月27日) (公表日 24年10月 5日) | 192機関 (本庁各課) | 24年4月24日 ~ 8月 2日 | 指摘 1 注意 9 意見 5 |
| 24年度 第2回公表 (提出日 24年12月 6日) (公表日 24年12月14日) | 84機関 (地域機関) | 24年8月16日 ~ 11月 6日 | 指摘 6 注意 1 意見 なし |
| 24年度 第3回公表 (提出日 25年 2月25日) (公表日 25年 3月 5日) | 102機関 (地域機関) | 24年9月18日 ~ 25年1月29日 | 指摘 14 注意 10 意見 なし |
| 24年度 第4回公表 (提出日 25年 6月11日) (公表日 25年 6月21日) | 205機関 (地域機関) | 25年1月11日 ~ 25年2月27日 | 指摘 7 注意 17 意見 1 |

ア 監査結果区分別一覧

平成24年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

| 区 分 | 指 摘 | 注 意 | 計 | |
|-------------|---------------|-----|----|----|
| 野 別 | 契約 | 6 | 27 | 33 |
| | 財産 | 21 | 8 | 29 |
| | 現金取扱 | | | |
| | 補助金・負担金 | 1 | | 1 |
| | 行政監査 | | | |
| | 調定収入関係 | | 1 | 1 |
| | 未収金関係 | | | |
| | その他支出 | | 1 | 1 |
| 計 | 28 | 37 | 65 | |
| 性 質 別 | 意図的な操作による手続変更 | 1 | 4 | 5 |
| | 記載内容不備 | 1 | 3 | 4 |
| | 管理不注意 | 23 | 14 | 37 |
| | 書類未作成・未徴取 | | 8 | 8 |
| | 手続き不備 | 3 | 8 | 11 |
| | 計 | 28 | 37 | 65 |

イ 主な事例

(ア) 指摘

見積書の未徴取及び年度を越えた履行確認（平成24年10月5日公表）

平成23年度の「埼玉県障害福祉サービス指定事業者等管理システム改修業務委託契約」（4,042千円）について、次の点で不適切であった。

- 1 予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書を、そのまま正規の見積書として契約を締結した。
- 2 平成23年度の契約であるにもかかわらず、履行確認を平成24年4月2日に行っていた。

【(分野) 契約、(性質) 管理不注意】 (福祉部 障害者自立支援課)

行政財産の使用許可（平成24年12月14日公表）

行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。

- 1 「県営しらこぼと公園2次区域の一部」については、埼玉県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要な案件であるにもかかわらず、平成12年度から毎年度、所長決裁により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。

また、許可の条件に合致しているか確認を怠り、漫然と使用許可を繰り返していた。

- 2 行政財産である道路予定地についても、同様に、所長決裁等により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。

【(分野) 財産、(性質) 手続き不備】
(県土整備部・都市整備部 越谷県土整備事務所)

不適切な資産、備品の管理事務（平成25年3月5日公表）

- ・ 固定資産及び備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。
- ・ 一部の資産、備品については、廃棄処分時の写真などの記録があるものの、財務規則上の事務処理が行われていなかった。

【(分野) 財産、(性質) 管理不注意】

保健医療部 動物指導センター
県土整備部 本庄県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
病院局 がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
教育局 近代美術館、大宮東高等学校、越生高等学校、
川口工業高等学校、杉戸農業高等学校、
特別支援学校坂戸ろう学園

(イ) 注意

出資による権利の公有財産台帳への未記入(平成24年10月5日公表)

平成22年4月に、公立大学法人埼玉県立大学に現物出資した権利(土地及び建物)について、公有財産台帳に記入すべきところ、記入しなかったことは不適切であった。

【(分野)財産、(性質)管理不注意】 (保健医療部 保健医療政策課)

行政財産の使用許可に伴う管理費徴収(平成24年12月14日公表)

平成24年4月に、同校PTA会長及び後援会会長各々に対して、冷房設備設置を目的とした行政財産の使用許可を行っている。

許可書では、設置に伴う管理費(電気料)について、計器類に基づき算定した額を各々に請求することとなっているが、PTA会長に対して両者の合算額による納入通知書を発行し、同会長が一括して納入していた。

行政財産の使用許可の条件である管理費の徴収方法が不適切であった。

【(分野)調定収入関係、(性質)手続き不備】 (教育局 熊谷商業高等学校)

修繕工事の分割発注(平成25年3月5日公表)

平成23年度に「応急修繕(需用費)工事6-18」(490千円)及び「応急修繕(需用費)工事6-19」(490千円)の2つの歩道(水路)仮設工事を発注したが、各々の見積依頼日・見積徴取日・工事依頼日・契約相手方・工期・工事内容は同一であり、隣接箇所における工事であった。

効率的な予算執行の観点から両工事を一括で発注すべきであった。

【(分野)契約、(性質)意図的な操作による手続変更】

(県土整備部 東松山県土整備事務所)

ウ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

| 監査実施 | 監査結果(件数) | | | 23年度末 未措置(件数) | 24年度 措置状況(件数) | 備考 |
|------|----------|----|----|------------------|------------------|--------|
| | 指摘 | 注意 | 計 | | | |
| 24年度 | 28 | 37 | 65 | - | 31 (指摘9、注意22) | 未措置34件 |
| 23年度 | 4 | 28 | 32 | 0 | 0 | 全て措置済み |
| 22年度 | 4 | 34 | 38 | 0 | 0 | 〃 |
| 21年度 | 5 | 54 | 59 | 0 | 0 | 〃 |

エ 主な事例

(ア) 指摘

| 対象機関 | 監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数) | 講じた措置 (措置の公表日・県報の号数) |
|------------------------|---|--|
| 福祉部 障害者自 立支援課 | <p>平成23年度の「埼玉県障害福祉サービス指定事業者等管理システム改修業務委託契約」(4,042千円)について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書を、そのまま正規の見積書として契約を締結した。</p> <p>2 平成23年度の契約であるにもかかわらず、履行確認を平成24年4月2日に行っていた。</p> <p>(平成24年10月5日・第2430号)</p> | <p>再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令の厳正な解釈と運用について、職場会議(5月、7月、9月)で職員に周知・徹底した。さらに、部内の財務研修会(12月)に職員を参加させるなど、再発の防止に努めている。</p> <p>また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、担当者及び決裁者が決裁回議の際に各自確認することで、誤りの発生防止に努めることとした。</p> <p>(平成25年3月5日・第2472号)</p> |
| 保健医療 部 衛生研究 所 | <p>平成23年度の「研究棟小型吸収冷温水機ポンプ交換修繕」(703千円)及び「研究棟小型冷温水機漏水ほか修繕」(588千円)について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 特殊な修繕ではないにもかかわらず、当該設備を熟知しているとの理由で、各々保守点検業者と一者随意契約していた。</p> <p>2 二つの修繕は、同種の小型吸収冷温</p> | <p>財務に関する基本的な知識の不足及びチェック体制の不備により、結果として不適切な事務処理となったことから、再発防止のため、財務事務を担当する職員を集めた研修会を開催し、財務規則等関係諸法令及び支出事務の基本的手順を周知徹底した。</p> <p>また、庁舎・設備機器等の修繕に当たっては、「随意契約の発注チェックシート」(平成24年3月22日付 会計管理者・総務</p> |

| | | |
|----------------------|--|---|
| | <p>水機にかかる修繕であるにも関わらず、分割して発注しており、各々の見積日、請書徴取日、契約相手方は同一であった。</p> <p>(平成 24 年 12 月 14 日・第 2450 号)</p> | <p>部長連名による通知)を活用し、発注方法、必要性、緊急性等について事前に十分検討するとともに、チェックシートを複数の職員が確認するよう管理体制の強化を図った。</p> <p>(平成25年3月5日・第2472号)</p> |
| <p>企業局 庄和浄水場</p> | <p>携帯用汚泥濃度計やカメラなど固定資産及び備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。</p> <p>(平成 24 年 12 月 14 日・第 2450 号)</p> | <p>監査の結果を全職員に周知徹底し、今後は、再発防止策として財務規程に基づく年一回以上の実地照合を徹底する。</p> <p>(平成25年3月5日・第2472号)</p> |

(イ) 注意

| 対象機関 | 監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数) | 講じた措置 (措置の公表日・県報の号数) |
|----------------------|---|---|
| <p>総務部 人事課</p> | <p>平成 23 年度の「人事管理システムネットワーク構築業務委託契約」(262 千円)について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 契約書の特記仕様書では、本件業務に携わる要員の一覧表を提出させ、県が承認することとしていたが、この一覧表を提出させていなかった。</p> <p>2 また、県個人情報保護条例の内容を本件業務の従事者に周知させ、従事者の誓約書の写しを県に提出しなければならないこととしていたが、これを提出させていなかった。</p> <p>(平成 24 年 10 月 5 日・第 2430 号)</p> | <p>契約内容の調整の段階から必要な手続きについて業者によく伝達するとともに、書類の提出の有無や内容について担当のラインで確認するなど、チェック体制の確立を図った。</p> <p>(平成25年3月5日・第2472号)</p> |
| <p>環境部 大気環境課</p> | <p>平成 23 年度に「熊谷妻沼東測定局他 NOX 計消耗品」(99 千円)と「深谷原郷自排局他 HC 計消耗品」(19 千円)を購入したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。</p> <p>総額で 10 万円以上となることから、一括して発注し 2 者以上から見積書を徴取すべきであった。</p> <p>(平成 24 年 10 月 5 日・第 2430 号)</p> | <p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知した。</p> <p>また、契約事務にあたり、同時に発注が可能な物品の購入等については、一括して発注することとし、出納総務課作成の「随意契約の発注チェックシート」を活用して、担当職員及び決裁ライン職員がチェックすることを徹底した。</p> <p>(平成25年3月5日・第2472号)</p> |

| | | |
|----------------|---|--|
| 産業労働部 就業支援課 | 平成23年度に2種類の角2封筒(各々10,000枚89千円)の印刷を発注したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。 総額で10万円以上となることから、一括して発注し2者以上から見積書を徴取すべきであった。 (平成24年10月5日・第2430号) | 監査結果を職員に周知し、情報を共有化するとともに、研修への参加などによる各自の財務に関する知識の習得を図り、財務事務の適正な運用を図った。 また、随意契約の発注チェックシートの活用により、担当者及び決裁ライン職員による複数職員でのチェックを実施し、分割発注の防止を期すなど、管理を徹底した。 (平成25年3月5日・第2472号) |
|----------------|---|--|

(2) 特定事務監査(テーマ監査)

ア テーマ1「指定管理業務の委託料について」

(ア) 監査の視点

指定管理者制度の目的である利用者サービスの向上とコスト縮減の成果はあったか、指定管理料(県委託料)及び指定管理者の収支差額は 妥当なものとなっているかなど

(イ) 監査の対象機関

9 機関

(ウ) 監査実施日

平成24年8月22日～平成24年11月28日

(エ) 意見

指定管理者制度では、施設の利用者増による収入増や維持管理コストの縮減などにより発生した収支差額(剰余金)は、指定管理者の利益になる。赤字の場合は県からの補てんがなく、指定管理者は、管理を任された施設の効果的・効率的な運営に努める必要がある。

今回監査した指定管理施設においても、サービスの向上とコスト縮減については、かなりの成果が得られているとの回答があった。

しかし、一方で、正規職員が確保できないため、非正規職員を配置するなど、指定管理者の経営努力とはいえない理由で発生した収支差額を多額に積み立てていたケースが見受けられた。

よって、次の点に留意し指定管理者制度を適正に運用していく必要がある。

- 1 公募指定に比べて競争原理が働かない随意指定にあっては、県は決算状況を把握した上で、指定管理者が見積もった事業費の内容を精査し、指定管理料の妥当性をより厳しく見極めること。
- 2 収支差額の実態を分析し、経営努力によるものか否かを判断した上で、必要な場合には、県と指定管理者の協議により、県民サービスの充実のために活用したり、収支差額の一部を県へ納付するなど、取扱いの基本的ルールを定め適切に対応すること。
(企画財政部改革推進課、指定管理者を随意指定している所管課)

イ テーマ2「広報印刷物について」

(ア) 監査の視点

表示内容、配布先、配布数等が目的に合致しているか、効果検証を行っているかなど

(イ) 監査の対象機関

8 機関

(ウ) 監査実施日

平成24年7月23日～平成24年11月27日

(エ) 意見

現在、各課所において、事業内容等を知らせるため、広報印刷物が製作されているが、県庁全体ではその量は膨大なものとなっている。

今回、各部局から提出された広報印刷物を監査したが、表示内容や関係課との連携が不十分なことにより、県民に理解されにくい例がいくつか見受けられた。

よって、県の事業等を更に県民に理解してもらうため、県庁の広報力を強化する方策を以下のとおり実施・検討する必要がある。

- 1 広報の基礎力を確保するため、職員への研修、他の課所でのチェック、民間の手法を取り入れた効果測定等を行い、県民に分かりやすい広報を実施する。
- 2 広報の専門的な能力を強化するため、広報の専門家の採用、専門職員の育成を行い、デザイン能力を強化するなどして、県民の心に残り、県民の心を動かす広報を実現する。
- 3 部局の枠を超えた連携や民間の多くが取り入れている「広報宣伝部」のような一元的な組織の検討等を行い、効率的・効果的な広報を統一的・戦略的に展開する。

(県民生活部 広聴広報課)

(3) 財政的援助団体等監査

出資団体11団体、補助金等交付団体20団体及び指定管理者17団体20施設、計51箇所を監査しました。

監査の結果は次のとおりです。

ア 指摘

なし

イ 注意

なし

ウ 監査結果に対する措置状況

なし

(4) 決算審査

平成23年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

ア 平成23年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

(ア) 審査の期間

平成24年8月8日～平成24年9月10日

(イ) 審査意見

- ・決算書及び関係書類等を照合した結果、符合していることを確認した。
- ・予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

『持続的な成長のための財政基盤強化について』

- ・歳入の減少が続く中で、収入未済の解消に向けた取組の充実・強化が重要である。また、「選択と集中」による事業の重点化や効率化を図るとともに、常に「費用対効果」の視点を持って、事業を推進する必要がある。
- ・さらに、持続的な成長を可能とする足腰の強い財政基盤を確立するため、県内産業の振興による税収の確保、県債発行の抑制と県債残高の縮減、財政調整基金の確保等の取組を、今後も計画的に進めることが重要である。

イ 平成23年度公営企業会計決算（5会計）

（ア）審査の期間

平成24年8月8日～平成24年9月10日

（イ）審査意見

- ・地方公営企業法等関係法令に準拠し、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと確認した。
- ・事業の運営及び予算の執行に当たっては、経営の基本原則、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

（ウ）留意又は改善を要する事項

【企業局所管事業会計（工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計、地域整備事業会計）】

『産業団地整備の新たな展開について』

- ・高速道路ネットワークの形成が進んでいることは企業や工場の誘致に影響を与えると考えられ、特に圏央道以北地域に関しては平成23年3月に全線開通した北関東自動車道沿線地域との競合も予想される。
- ・産業団地整備の圏央道以北地域への事業展開に当たっては、需要の動向を十分見極め事業リスクの軽減を図るとともに、用地取得費等原価の抑制に努めて採算性や価格競争性を確保し、今後とも健全で安定的な経営を図る必要がある。

【病院事業会計】

『病院機能の維持向上と患者サービスの充実について』

- ・県立病院の建築物や施設設備の老朽化・陳腐化が進行しており、医師確保への支障や診療効率の悪化により収益に対する影響が懸念されている。
- ・以下の点に留意して病院機能の維持向上と患者サービスの充実を進める必要がある。
 - 1 最新の放射線治療機器など高度医療機器を重点的かつ計画的に整備していくこと
 - 2 専門看護師や認定看護師の養成や研修の充実に努め、高度専門医療を担うスタッフの質の確保を図ること
 - 3 地域連携クリティカルパスの導入を検討し、地域医療機関との連携を強化すること等

【流域下水道事業会計】

『中長期的な施設の改築・修繕計画について』

- ・流域下水道事業の施設の老朽化について、国において施設の長寿命化を支援する補助制度が創設されたのを受け、下水道局では機械・電気設備の更新・修繕を実施しているが、管渠及び土木構造物も標準耐用年数の50年に近づきつつある。
- ・下水道局は管渠等の現状を調査し、早急に改築・修繕計画の検討に入るとともに、多額の費用を要することが見込まれることから、財源の手当てや後年度の負担を考慮した中長期の計画の策定を検討する必要がある。

(5) 健全化判断比率等審査

平成23年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 健全化判断比率

(ア) 審査の期間

平成24年8月8日～平成24年9月10日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

| 健全化判断比率 | 平成23年度 | 平成22年度 | 早期健全化基準 |
|----------|--------|--------|---------|
| 実質赤字比率 | - | - | 3.75%未満 |
| 連結実質赤字比率 | - | - | 8.75%未満 |
| 実質公債費比率 | 13.7% | 13.3% | 25%未満 |
| 将来負担比率 | 228.7% | 229.5% | 400%未満 |

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は - (マイナス) であり、赤字は生じていない。
- ・実質公債費比率の全国平均は、13.9% (埼玉県は比率が低い順で全国11位)
- ・将来負担比率の全国平均は、217.5% (埼玉県は比率が低い順で全国28位)

(ウ) 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っているものの、引き続き健全な財政運営に努められたい。

【参考】

健全化判断比率

- ・実質赤字比率 : 一般会計等が赤字額の場合の赤字額と標準財政規模との割合
- ・連結実質赤字比率 : すべての会計の赤字額や黒字額 (上水道などの公営企業の損益) を合算した合計が赤字額の場合の赤字額と標準財政規模との割合
- ・実質公債費比率 : 地方債の元利償還金 (上水道などの公営企業や一部事務組合の元利償還金への一般会計の繰出も合算) の合計と標準財政規模との割合
- ・将来負担比率 : 一般会計等の地方債残高や県が将来支払う可能性のある一般財源の負担額と標準財政規模との割合

イ 資金不足比率

(ア) 審査の期間

平成24年8月8日～平成24年9月10日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

| 審査対象の会計 | 平成23年度 | 平成22年度 | 経営健全化基準 |
|------------|--------|--------|---------|
| 病院事業会計 | - | - | 20%未満 |
| 工業用水道事業会計 | - | - | 20%未満 |
| 水道用水供給事業会計 | - | - | 20%未満 |
| 地域整備事業会計 | - | - | 20%未満 |
| 流域下水道事業会計 | - | - | 20%未満 |

・上記5会計はすべて資金余剰となっており、資金不足は生じていない。

(ウ) 審査意見

いずれの会計についても資金余剰となっており資金不足は生じていないものの、引き続き健全な財政運営に努められたい。

【参考】

資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額

事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

(6) 住民監査請求監査

平成24年度に処理した住民監査請求は、次の2件です。

ア 準学校法人川越専門学校への私立学校運営費補助金に関する件

却下理由

本件請求は、形式上、準学校法人川越専門学校に対する私立学校運営費補助金は不正支給であるとしているが、事実上、厚生大臣（当時）の権限に係る理容師及び美容師養成施設の指定の有効性そのものの判断を求めているものであり、地方自治法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

請求内容の要旨

県は平成24年3月22日に準学校法人川越専門学校に私立学校運営費補助金として140万7千円を交付決定した。ところが、当該学校の厚生大臣による理容師美容師養成施設の指定手続きには違背（虚偽の申請）があるため、指定・認可は無効である。よって、指定・認可無効の学校に支給した補助金は違法である。

県知事に対し140万7千円の損害賠償を求める。県は、当該学校に解散命令を発すべきである。

イ NPO法人ほっとポットへのホームレス自立支援団体活動費補助金の件

監査結果

県は、食材費を消耗品として「算定の基準」欄外の規定の対象としているが、その判断に明確な裁量権の逸脱があるとは認められない。

次に、人件費について、実績報告書にある者はボランティアではなく、ほっとポットの職員である。

次に、第7号証による食事会の目的、また、食事会のタイムスケジュール等から、この事業の内容は会食を含む訓練、交流、相談であり、これを「物資提供を主目的とする事業」と明確に断定することはできない。

従って、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

意見

監査の過程において、「交付要綱」の運用に裁量の余地が大きく、県民から見て分かりにくい点が見受けられた。下記の点について「交付要綱」の見直しを行った上で、平成24年度のホームレス自立支援団体活動費補助金の執行に当たること。

記

- (1) 食事会の食材費など事業実施に必要なと認められる経費については、可能な限り「算定の基準」の「経費の種類」に定め、欄外の適用は最小限にとどめること。
- (2) 「算定の基準」の人件費について、「団体の通常の運営」の対象が明確になるよう改善すること。
- (3) 「交付要綱」第3条ただし書き中の「物資提供を主目的とする事業」の内容があいまいなので明確になるよう改善すること。

請求内容の要旨

県は平成24年3月26日にNPO法人ほっとポットにホームレス自立支援団体活動費補助金として20万円を確定通知した。ところが、当該補助金の報告書について、補助金交付要綱で認められない食糧費及び算出の不適正な人件費の記載があった。また、補助金交付要綱上、物資提供を主目的とする事業は対象としないに

もかかわらず、当該事業は食事会の経費であり事実上の物資提供である。

以上のことから、当該補助金 20 万円の支出は不当である。

県知事はNPO法人ほっとポットから20万円を返還させること。返還がないときは、県知事ないし関係課が弁償すること。

資 料 編

平成24年度に公表又は提出した監査の結果等

1 定期監査

(1) 実施課所数

| 年 度 | 監 査 課 所 (機 関) | | | 実地監査 実施率(%) |
|--------|---------------|-----------|-----------|----------------|
| | 総 数 | 左 の 内 訳 | | |
| | | 委員による実地監査 | 委員による書面監査 | |
| 平成20年度 | 587 | 308 | 279 | 52 |
| 平成21年度 | 600 | 326 | 274 | 54 |
| 平成22年度 | 588 | 320 | 268 | 54 |
| 平成23年度 | 582 | 287 | 295 | 49 |
| 平成24年度 | 583 | 281 | 302 | 48 |

(2) 監査の結果等

ア 平成24年度第1回提出(平成24年 9月27日)

公表(平成24年10月 5日)

(ア) 監査の対象機関 192機関

| 所管部局 | 監 査 対 象 機 関 |
|---------|--|
| 直轄 | 秘書課 |
| 企画財政部 | 企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報企画課、システム管理課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課 |
| 総務部 | 人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札企画課、入札審査課、入札執行課、税務課、個人県民税対策課 |
| 県民生活部 | 広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課 |
| 危機管理防災部 | 危機管理課、消防防災課、化学保安課 |
| 環境部 | 環境政策課、温暖化対策課、エコタウン課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、自然環境課、みどり再生課 |
| 福祉部 | 福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者自立支援課、福祉監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課 |
| 保健医療部 | 保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課 |
| 産業労働部 | 産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、ウーマノミクス課、産業人材育成課 |
| 農林部 | 農業政策課、農業ビジネス支援課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、全国育樹祭課、農村整備課 |
| 県土整備部 | 県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課 |
| 都市整備部 | 都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課 |
| 会計管理者 | 出納総務課、会計管理課 |
| 企業局 | 総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課 |
| 病院局 | 経営管理課、がんセンター建設課 |
| 下水道局 | 下水道管理課 |
| 行政委員会 | 議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務 |

| | |
|-------|---|
| 等の事務局 | 局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局 |
| 教育局 | 総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課 |
| 警察本部 | 総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、子ども女性安全対策課、少年課、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部 |

(イ) 監査実施日

平成 24 年 4 月 24 日～平成 24 年 8 月 2 日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

| 機関・職制名 | | 監査の結果 |
|--------|----------|--|
| 福祉部 | 障害者自立支援課 | <p>平成 23 年度の「埼玉県障害福祉サービス指定事業者等管理システム改修業務委託契約」(4,042 千円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書を、そのまま正規の見積書として契約を締結した。 2 平成 23 年度の契約であるにもかかわらず、履行確認を平成 24 年 4 月 2 日に行っていた。 |

b 注意事項

| 機関・職制名 | | 監査の結果 |
|---------|-------|---|
| 総務部 | 人事課 | <p>平成 23 年度の「人事管理システムネットワーク構築業務委託契約」(262 千円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約書の特記仕様書では、本件業務に携わる要員の一覧表を提出させ、県が承認することとしていたが、この一覧表を提出させていなかった。 2 また、県個人情報保護条例の内容を本件業務の従事者に周知させ、従事者の誓約書の写しを県に提出しなければならないこととしていたが、これを提出させていなかった。 |
| 総務部 | 学事課 | <p>平成 23 年 7 月に締結した「私立学校における教育補助員活用実践研究事業委託契約」(3 件 総額 4,312 千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。</p> |
| 危機管理防災部 | 消防防災課 | <p>防災情報システムについて、平成 22 年 11 月に「機器賃貸借契約」(267,624 千円)を、またその後、平成 23 年 10 月に「運用保守業務委託契約」(77,910 千円)を締結し、各々の契約書で定期保守業務を定めていた。</p> <p>各々の契約相手方から報告がなされるべきところ、運用保守業務委託の契約相手方から両契約の定期点検結果が一括して報告されていた。</p> <p>業務内容の確認が不明確なまま検査確認を行い、賃貸借料、委託料を支払っていたのは不適切であった。</p> |
| 環境部 | 大気環境課 | <p>平成 23 年度に「熊谷妻沼東測定局他 NOX 計消耗品」(99 千円)と「深谷原郷自排局他 HC 計消耗品」(19 千円)を購入したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。</p> <p>総額で 10 万円以上となることから、一括して発注し 2 者以上から見積書を徴取すべきであった。</p> |
| 福祉部 | 少子政策課 | <p>平成 23 年 4 月の「埼玉県母子福祉センター法律相談等事業委託契約」(2,019 千円)において、予定価格調書に予定価格が記載されないまま契約を締結していたのは不適切であった。</p> |

| | | |
|-------|----------|--|
| 保健医療部 | 保健医療政策課 | 平成 22 年 4 月に、公立大学法人埼玉県立大学に現物出資した権利（土地及び建物）について、公有財産台帳に記入すべきところ、記入しなかったことは不適切であった。 |
| 産業労働部 | 就業支援課 | 平成 23 年度に 2 種類の角 2 封筒（各々 10,000 枚 89 千円）の印刷を発注したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。 総額で 10 万円以上となることから、一括して発注し 2 者以上から見積書を徴取すべきであった。 |
| 産業労働部 | 観光課 | 平成 24 年 3 月の「教育旅行パンフレットデザイン・作成業務委託契約」（1,995 千円）について、予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書を、そのまま正規の見積書として契約を締結していたことは、不適切であった。 |
| 教育局 | 生涯学習文化財課 | 平成 23 年度に「真空冷凍乾燥器」（792 千円）及び「減圧含浸装置」（602 千円）の 2 つの修繕を発注したが、各々の見積日、契約相手方は同一であった。 契約の相手方が特定されるため、一括で発注をすることにより費用の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から一括発注とし、契約金額が 100 万円を超えることとなった場合は、契約書を作成すべきであった。 |

c 監査結果に関する報告に添える意見

| 機関・職制名 | | 監査の意見 |
|--------|-------|--|
| 環境部 | 大気環境課 | <p>本県のEV車（電気自動車）及びPHV車（プラグインハイブリッド車）の普及台数は、平成23年度末で1,000台を超えている。今後は、平成25年度までに3,000台、平成32年度までに200,000台まで普及させることを目標としている。</p> <p>しかし、主な車両の価格が300万円～400万円と、一般のガソリン車と比べ、高額なことが広く普及させる上での障害となっている。</p> <p>そこで、車両導入に対する補助金交付や減税策について検討を行う必要がある。</p> <p>また県では、走行中の「電欠」を防ぐために、充電施設の整備を推進している。平成23年度末で急速充電器は51基が設置されており、そのうち約20基が</p> |

| | | |
|-------|----------|--|
| | | <p>市役所や市・県の施設にあるが、運転者にとって、必ずしもわかりやすく、目につきやすい場所とは言えず、設置箇所数についても十分とは言えない。</p> <p>このため、設置場所・表示方法・設置箇所数等運転者の利便性を考慮の上、充電施設の整備促進を図る必要がある。</p> |
| 保健医療部 | 国保医療課 | <p>埼玉県では、重度心身障害者、乳幼児（就学前）ひとり親家庭の医療費について、助成費用の原則 1 / 2 を市町村に補助している。このうち乳幼児及びひとり親家庭については、一定の所得制限と自己負担金を導入しているが、重度心身障害者については取り入れていない。重度心身障害者の中には高齢になってから身体障害者手帳を取得した者も多いことから、所得の状況を検証した上で一定の所得制限と自己負担金の導入を検討すべきである。</p> <p>政令指定都市であるさいたま市への補助は、乳幼児のみ廃止しているが、重度心身障害者及びひとり親家庭は実施している。政令市は県と同等の権限を有する実施主体であるとともに、一定の財政力を有し、他の市町村とは異なる財政上の特例が設けられていることから、他県では補助を廃止する動きもみられるところである。本県においても、さいたま市への補助について、今後継続の是非を検討すべきである。</p> |
| 農林部 | 農業政策課 | <p>農業協同組合法に基づき検査・指導を行っているが、平成 23 年にはあゆみ野農協の不祥事が、平成 24 年 4 月には、いるまの農協の不祥事が発覚する等、毎年のように不祥事が発生している。</p> <p>不祥事が発生した原因を分析し、具体的な改善・再発防止策を指導する必要がある。また、検査や指導の実施方法についても不祥事防止の観点から見直す必要がある。</p> |
| 都市整備部 | 公園スタジアム課 | <p>埼玉スタジアム 2002 公園の年間利用者数は、平成 19 年度の 171 万人をピークに減少し、平成 23 年度は 121 万人。浦和レッズの低迷による観客動員数の減少が主な要因であるが、利用料金収入もピーク時より減少しており、ここ近年は横ばいであるため、収入確保が課題となっている。</p> |

| | | |
|-----|---------|---|
| | | <p>一方、施設の管理を委託する指定管理料に県執行の修繕・工事等維持管理費を加えた県負担額は年6億円程度。開設後10年が経過し、今後、大規模修繕に伴う費用負担の増加も見込まれる。</p> <p>については、サッカー専用スタジアムとしての優れた機能を維持しつつ、県の負担に見合うだけの県民満足度が得られているかを常に検証しながら、一層の収入確保と維持管理費の縮減に努める必要がある。また、サッカーの試合以外のイベント等も積極的に開催し、施設の稼働率と収益性を高めるとともに、今後予定される大規模修繕の財源をいかに確保するかについても検討しておくべきである。</p> |
| 教育局 | 高校教育指導課 | <p>本採用の新任教員には法定で1年間の初任者研修が義務づけられている。</p> <p>一方、臨時的任用教員への公的な研修は毎年総合教育センターで1日、所属校で教頭、教務主任等を指導者とした3時間程度のみである。</p> <p>臨時的任用教員であっても教壇に立ち、生徒を教え、指導することには変わりはないので新任の臨時的任用教員に対する研修の機会を増やし、臨時的任用教員の資質向上に努めるべきである。</p> |

イ 平成24年度第2回提出(平成24年12月6日)

公表(平成24年12月14日)

(ア) 監査の対象機関 84機関

| 所管部局 | 監査対象機関 |
|-------|--|
| 企画財政部 | 西部地域振興センター、北部地域振興センター |
| 総務部 | 県営競技事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所 |
| 県民生活部 | パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター |
| 環境部 | 中央環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所 |
| 福祉部 | 秩父福祉事務所、南児童相談所 |
| 保健医療部 | 朝霞保健所、狭山保健所、熊谷保健所、秩父保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院 |
| 産業労働部 | 計量検定所、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門学校、川口高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校秩父分校 |
| 農林部 | 川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農林総合研究センター、農林総合研究センター水田農業研究所 |
| 県土整備部 | 越谷県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所 |
| 都市整備部 | 八潮新都市建設事務所、熊谷建築安全センター |
| 企業局 | 庄和浄水場、水道整備事務所 |
| 病院局 | 循環器・呼吸器病センター |
| 下水道局 | 中川下水道事務所 |
| 教育局 | 南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター江南支所、浦和図書館、熊谷図書館、文書館、いずみ高等学校、浦和高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮光陵高等学校、大宮中央高等学校、大宮武蔵野高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、越谷東高等学校、児玉高等学校、狭山清陵高等学校、常盤高等学校、深谷高等学校、本庄高等学校、本庄北高等学校、妻沼高等学校、与野高等学校、浦和特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、熊谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、秩父特別支援学校 |
| 警察本部 | 警察学校、浦和警察署、浦和西警察署、秩父警察署、本庄警察署、岩槻警察署 |

(イ) 監査実施日

平成24年8月16日～11月6日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

| 機関・職制名 | | 監査の結果 |
|----------------|-----------|--|
| 保健医療部 | 衛生研究所 | <p>平成23年度の「研究棟小型吸収冷温水機ポンプ交換修繕」(703千円)及び「研究棟小型冷温水機漏水ほか修繕」(588千円)について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 特殊な修繕ではないにも関わらず、当該設備を熟知しているとの理由で、各々保守点検業者と一者随意契約していた。2 二つの修繕は、同種の小型吸収冷温水機にかかる修繕であるにも関わらず、分割して発注しており、各々の見積日、請書徴取日、契約相手方は同一であった。 |
| 保健医療部 | 高等看護学院 | <p>平成23年度の「情報科学教室のコンピュータ機器処分」(47千円)の契約について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 契約書に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県財務規則」で定められた「契約金額」などの必要記載事項が記載されていなかった。2 収集運搬と処分のそれぞれ別の資格を有する業者と別々に契約していたが、見積書は収集運搬・処分一式として、収集運搬業者のみから徴取していた。3 検査調書が未作成であった。4 収集運搬及び処分料金を、収集運搬業者に一括して支払っていた。 |
| 県土整備部 都市整備部 | 越谷県土整備事務所 | <p>行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 「県営しらこぼと公園2次区域の一部」については、埼玉県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要な案件であるにも関わらず、平成12年度から毎年度、所長決裁により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。<p>また、許可の条件に合致しているか確認を怠り、</p> |

| | | |
|-----|--------------|---|
| | | <p>漫然と使用許可を繰り返していた。</p> <p>2 行政財産である道路予定地についても、同様に、所長決裁等により使用料を免除して行政財産の使用を許可していた。</p> |
| 企業局 | 庄和浄水場 | <p>携帯用汚泥濃度計やカメラなど固定資産及び備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。</p> |
| 病院局 | 循環器・呼吸器病センター | <p>パーソナルコンピュータ等の固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。</p> |
| 教育局 | 大宮高等学校 | <p>物品の管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成 24 年度に学校が行った調査で発見できなかった備品について、不用決定及び廃棄処分の手続きが行われていた。しかし、廃棄処分したとされる備品の一部が後日発見されるなど、調査が不十分だった上に、不用決定等の理由が事実と異なっていた。</p> <p>2 収納金原符について、平成 21 年度への繰越の際に消耗品出納簿に誤った残高を記載しており、平成 24 年度まで現物と消耗品出納簿の残高が一致しない状況であった。</p> |

b 注意事項

| 機関・職制名 | | 監査の結果 |
|--------|----------|---|
| 教育局 | 熊谷商業高等学校 | <p>平成 24 年 4 月に、同校 P T A 会長及び後援会会長各々に対して、冷房設備設置を目的とした行政財産の使用許可を行っている。</p> <p>許可書では、設置に伴う管理費（電気料）について、計器類に基づき算定した額を各々に請求することとなっているが、P T A 会長に対して両者の合算額による納入通知書を発行し、同会長が一括して納入していた。</p> <p>行政財産の使用許可の条件である管理費の徴収方法が不適切であった。</p> |

ウ 平成24年度第3回提出(平成25年2月25日)

公表(平成25年3月5日)

(ア) 定期監査分

a 監査の対象機関 102機関

| 所管部局 | 監 査 対 象 機 関 |
|-------|---|
| 企画財政部 | 東部地域振興センター、利根地域振興センター、秩父地域振興センター |
| 総務部 | さいたま県税事務所、秩父県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所 |
| 県民生活部 | 男女共同参画推進センター |
| 環境部 | 西部環境管理事務所、東部環境管理事務所 |
| 福祉部 | 北部福祉事務所、精神保健福祉センター、熊谷児童相談所、埼玉学園 |
| 保健医療部 | 鴻巣保健所、幸手保健所、本庄保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所 |
| 産業労働部 | 職業能力開発センター |
| 農林部 | 東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、病虫害防除所、中央家畜保健衛生所 |
| 県土整備部 | 朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター |
| 都市整備部 | 大宮公園事務所、営繕工事事務所 |
| 企業局 | 大久保浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター |
| 病院局 | がんセンター、小児医療センター、精神医療センター |
| 下水道局 | 荒川左岸南部下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所 |
| 教育局 | 西部教育事務所、歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、大滝げんきプラザ、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、浦和北高等学校、大宮工業高等学校、大宮商業高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、小鹿野高等学校、越生高等学校、川口工業高等学校、川越西高等学校、鴻巣高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷南高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸高等学校、杉戸農業高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、蓮田松韻高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、皆野高等学校、大宮北特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校 |
| 警察本部 | 浦和東警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、飯能警察署、小鹿野警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行 |

| | |
|--|------------|
| | 田警察署、越谷警察署 |
|--|------------|

b 監査実施日

平成24年9月18日～平成25年1月29日

(イ) 特定事務監査分

a 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的・効果的になされているかの観点から検証

b 監査の対象事務

テーマ1「指定管理業務の委託料について」

監査の視点

指定管理者制度の目的である利用者サービスの向上とコスト縮減の成果はあったか、指定管理料(県委託料)及び指定管理者の収支差額は妥当なものとなっているかなど

監査の対象機関 9機関

| 所管部局 | 監 査 対 象 機 関 |
|-------|---|
| 企画財政部 | 改革推進課 |
| 県民生活部 | 共助社会づくり課、文化振興課 指定管理者(財団法人 いきいき埼玉、公益財団法人 埼玉県芸術文化振興財団) |
| 福祉部 | 社会福祉課 指定管理者(社会福祉法人 埼玉県社会福祉事業団) |
| 都市整備部 | 公園スタジアム課 指定管理者(公益財団法人 埼玉県公園緑地協会) |

監査実施日

平成24年8月22日～平成24年11月28日

テーマ2「広報印刷物について」

監査の視点

表示内容、配布先、配布数等が目的に合致しているか、効果検証を行っているかなど

監査の対象機関 8機関

| 所管部局 | 監 査 対 象 機 関 (対象広報印刷物) |
|-------|--|
| 企画財政部 | 市町村課 (有権者ノート) |
| 県民生活部 | 広聴広報課 青少年課 (「青少年夢のかけはし事業」参加者募集リーフレット) |
| 福祉部 | こども安全課 (子どもスマイルネットカード、同リーフレット) |
| 保健医療部 | 医療整備課 (子どもの救急ミニガイドブック) |
| 農林部 | 農産物安全課 (食品の不適正表示防止啓発ポスター) |
| 県土整備部 | 道路環境課 (ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想リーフレット) |
| 教育局 | 家庭地域連携課 (子育ての目安「3つのめばえ」リーフレット) |

監査実施日

平成24年7月23日～平成24年11月27日

(ウ) 監査の結果

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

| 機関・職制名 | | 監 査 の 結 果 |
|--------|---------------|---|
| 保健医療部 | 動物指導センター － | 洗浄機などの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 県土整備部 | 本庄県土整備事務所 | カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 県土整備部 | 杉戸県土整備事務所 | パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 病院局 | がんセンター | カメラなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。 |
| 病院局 | 小児医療センター － | カメラなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。 |
| 病院局 | 精神医療センター － | 固定資産であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 近代美術館 | 映像装置など重要物品で、その全部または一部について所在の確認ができないものが複数認められるなど、物品管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 大宮東高等学校 | 備品であるパーソナルコンピュータで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適 |

| | | |
|-----|--------------|---|
| | | 切であった。 |
| 教育局 | 越生高等学校 | サーバなどの備品で、所在の確認できないものや、備品台帳に登録された型式と異なるものが現存するなど、備品の管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 川口工業高等学校 | オーバーヘッドプロジェクターなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 坂戸高等学校 | 平成 23 年度の「原水ポンプ槽配管修繕」(536 千円)について、契約に当たり、相手方の要望を受け見積条件と異なる工期で契約していたのは不適切であった。 |
| 教育局 | 杉戸農業高等学校 | ビデオカメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 秩父農工科学高等学校 | 平成 24 年 3 月の「県立秩父農工科学高等学校 3 号館及び自転車置場塗装工事請負契約」(1,454 千円)において、最低制限価格設定の参考となる算定表は作成されていたが、予定価格調書には最低制限価格は記載されていなかった。 それにもかかわらず最低制限価格を設定した形で落札者を決定していたことは不適切であった。 |
| 教育局 | 特別支援学校坂戸ろう学園 | 備品であるオーバーヘッドプロジェクターで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |

b 注意事項

| 機関・職制名 | | 監査の結果 |
|--------|----------|--|
| 総務部 | 自動車税事務所 | 平成 23 年度の「一般廃棄物収集運搬業務委託」(88 千円)の契約について、見積書の収集運搬回数に誤りがあったにもかかわらず、そのままの金額で契約を締結していたのは不適切であった。 |
| 保健医療部 | 動物指導センター | 平成 23 年度の浄化槽清掃業務等について、「浄化槽清掃・修繕、汚泥収集運搬」と「汚泥処分」をそれぞれ別の資格を有する業者と別々に契約していたが、全ての業務を一括した見積書を、「浄化槽清掃・修繕、汚泥収集運搬」の業者のみから徴取し、「汚泥処分」の業者から見積書を徴取しなかったことは、不適切であった。 |
| 産業労働部 | 職業能力開発セ | 平成 23 年度の「汚水槽清掃業務(汚水槽の清掃・汚 |

| | | |
|----------------|------------|---|
| | ンター | 泥の収集運搬)」(94 千円)について、一般廃棄物(汚泥)収集運搬業の許可を有していない業者と契約を締結したことは不適切であった。 |
| 県土整備部 | 川越県土整備事務所 | 普通財産の貸付及び行政財産の使用許可について、次の点で不適切であった。 1 河川改修事業で発生した普通財産(廃川敷)の無償貸付については、埼玉県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により貸し付けていた。 2 行政財産である道路予定地についても、同様に、所長決裁により使用料を免除して使用許可していた。 |
| 県土整備部 | 東松山県土整備事務所 | 平成 23 年度に「応急修繕(需用費)工事 6-18」(490 千円)及び「応急修繕(需用費)工事 6-19」(490 千円)の 2 つの歩道(水路)仮設工事を発注したが、各々の見積依頼日・見積徴取日・工事依頼日・契約相手方・工期・工事内容は同一であり、隣接箇所における工事であった。 効率的な予算執行の観点から両工事を一括で発注すべきであった。 |
| 県土整備部 都市整備部 | 杉戸県土整備事務所 | 権現堂公園(2号公園：未開設区域)の一部に係る行政財産使用許可について、埼玉県財務規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により使用料免除の許可を繰り返していたことは不適切であった。 |
| 病院局 | 精神医療センター | 平成 23 年度の「医療情報システムサーバ更新業務委託契約」(14,553 千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。 |
| 教育局 | 近代美術館 | 平成 23 年度の「北浦和公園グレーチング交換修繕」(825 千円)について、予定価格調書の入札書比較価格(税抜き価格)に誤りがあった。 |
| 教育局 | 浦和北高等学校 | 顕微鏡などの備品で、備品出納簿への記載漏れが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 騎西特別支援学校 | 所在不明であった備品について、十分な調査をしないまま事実と異なる理由を記して不用決定等を行った |

| | | |
|--|--|-------------------------------------|
| | | ところ、後日、同備品が発見されるなど、備品の管理事務が不適切であった。 |
|--|--|-------------------------------------|

工 平成24年度第4回提出(平成25年 6月11日)

公表(平成25年 6月21日)

(ア) 監査の対象機関 205機関

| 所管部局 | 監 査 対 象 機 関 |
|---------|---|
| 企画財政部 | 東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター・東松山事務所 |
| 総務部 | 川口県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、行田県税事務所、越谷県税事務所 |
| 県民生活部 | 平和資料館、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷 |
| 危機管理防災部 | 消防学校、防災航空センター |
| 環境部 | 東松山環境管理事務所、越谷環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター |
| 福祉部 | 東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、中央児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、越谷児童相談所 |
| 保健医療部 | 川口保健所、春日部保健所、草加保健所、東松山保健所、坂戸保健所、加須保健所 |
| 産業労働部 | 川越高等技術専門学校、春日部高等技術専門学校 |
| 農林部 | さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、農業大学校、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター茶業研究所、農林総合研究センター水産研究所、花と緑の振興センター、寄居林業事務所、農村整備計画センター |
| 県土整備部 | さいたま県土整備事務所、飯能県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、総合治水事務所 |
| 都市整備部 | 川越建築安全センター、越谷建築安全センター |
| 企業局 | 新三郷浄水場、地域整備事務所 |
| 下水道局 | 荒川右岸下水道事務所 |
| 教育局 | 東部教育事務所、総合教育センター、久喜図書館、さきたま史跡の博物館、加須げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、伊奈学園総合高等学校、人間高等学校、人間向陽高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和工業高等学校、浦和西高等学校、大井高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越初雁高 |

| | |
|------|---|
| | <p>等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷女子高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷西高等学校、坂戸西高等学校、幸手高等学校、幸手商業高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、玉川工業高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、吹上秋桜高等学校、福岡高等学校、富士見高等学校、不動岡高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、宮代高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、鷺宮高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、岩槻特別支援学校、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、狭山特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校</p> |
| 警察本部 | <p>蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、東松山警察署、小川警察署、羽生警察署、加須警察署、春日部警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署</p> |

備 考

平成25年4月1日付け組織改正等

| 改正前 | | 改正後 | |
|-------|----------|-------|---------------------------|
| 部 局 | 機 関 | 部 局 | 機 関 |
| 県民生活部 | 平和資料館 | 県民生活部 | 廃止 |
| 教育局 | 人間高等学校 | 教育局 | 豊岡高等学校と統合 |
| 教育局 | 大井高等学校 | 教育局 | 福岡高等学校と統合し、ふじみ野高等学校 |
| 教育局 | 幸手高等学校 | 教育局 | 幸手商業高等学校と統合し、幸手桜高等学校 |
| 教育局 | 幸手商業高等学校 | 教育局 | 幸手高等学校と統合し、幸手桜高等学校 |
| 教育局 | 玉川工業高等学校 | 教育局 | 廃止 |
| 教育局 | 福岡高等学校 | 教育局 | 大井高等学校と統合し、ふじみ野高等学校 |
| 教育局 | 吉川高等学校 | 教育局 | 草加高等学校の定時制課程と統合し、吉川美南高等学校 |

(イ) 監査実施日

平成25年1月11日～平成25年2月27日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

| 機関・職制名 | | 監 査 の 結 果 |
|--------|-------------|--|
| 企画財政部 | 南西部地域振興センター | 平成23年度「市町村による提案・実施事業」補助金の交付申請書をはじめ、交付決定に関する文書の所在が確認できず、文書管理が不適切であった。 |
| 県土整備部 | さいたま県土整備事務所 | カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 県土整備部 | 飯能県土整備事務所 | パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 県土整備部 | 行田県土整備事務所 | ビデオカメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 教育局 | 草加南高等学校 | 備品であるブルーレイレコーダーで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |

| | | |
|------|---------|--|
| 教育局 | 飯能南高等学校 | カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。 |
| 警察本部 | 所沢警察署 | 落札となるべき同額の入札者が複数あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないが、これを行わず再度入札書を提出させ落札決定を行っていたことは不適切であった。 |

b 注意事項

| 機関・職制名 | | 監査の結果 |
|--------|-------------|---|
| 農林部 | 川越農林振興センター | 入間北部第二用水改良事業敷地に係る行政財産の使用許可について、行政財産使用料減免基準に該当しないにも関わらず、使用料を免除していたことは不適切であった。 |
| 農林部 | 大里農林振興センター | 平成 22 年度の「22 熊中第 201 号ほ場整備工事」について、当初請負代金額の 3 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。 |
| 農林部 | 加須農林振興センター | 平成 24 年度の「冷温水ポンプ及び冷却水ポンプの交換修繕」(939 千円)について、予算の執行委任を受けることとなっていたが、執行委任前に予定価格を決定し、見積合わせを行い、契約を締結したことは不適切であった。 |
| 農林部 | 加須農林振興センター | 平成 22 年度の「22 手三第 502 号ほ場整備工事」について、当初請負代金額の 6 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。 |
| 農林部 | 寄居林業事務所 | 平成 23 年度の「満所山村生活安全対策工事」(9,628 千円)について、谷止工水平打継用鉄筋(補強挿し筋)の設置方法(形状・配置等)を契約図書に示さないまま施工させたことは不適切であった。 |
| 農林部 | 寄居林業事務所 | 平成 24 年度の「矢納針広混交林造成工事」(1,029 千円)について、契約図書において下草刈払い面積の出来形管理を求めているにも関わらず、出来形管理書類の提出を受けず、下草刈払い面積の確認を行っていなかったのは不適切であった。 |
| 県土整備部 | さいたま県土整備事務所 | 行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。 |

| | | |
|-------|-----------|--|
| | | <p>1 埼玉県財務規則に定められた使用許可の手続きによらず、管理委託(覚書)により無償で使用させていた。</p> <p>2 同規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁等により使用料免除の許可を繰り返していた。</p> |
| 県土整備部 | 飯能県土整備事務所 | 平成 23 年度の「河川維持修繕工事(河川維持工)」について、当初請負代金額の 4 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。 |
| 県土整備部 | 行田県土整備事務所 | <p>行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 県が行うべき排水施設等の修繕を相手方に実施させ、相手方が負担すべきその後 10 年間の管理費を免除することとしていた。</p> <p>2 埼玉県財務規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により使用料免除の許可を繰り返していた。</p> |
| 教育局 | 久喜図書館 | 平成 23 年度の「ばい煙測定業務委託」(94 千円)について、承認を得ずに、業務を第三者に再委託したことは、不適切であった。 |
| 教育局 | 入間向陽高等学校 | 平成 23 年度の「正門雨水冠水修繕工事」(399 千円)は、2 者から見積書を徴取したが、各々の見積内容(寸法や数量など)が異なっていた。さらには、各々の見積書の寸法と概略図の寸法も異なっていたことは、不適切であった。 |
| 教育局 | 春日部東高等学校 | 平成 24 年度の「産業廃棄物処理委託契約」(77 千円)において、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。 |
| 教育局 | 幸手高等学校 | <p>平成 23 年度の「校内補修工事」(378 千円)について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 2 者から見積書を徴取したが、契約を締結した相手方のものは代表者の押印漏れ、もう 1 者のものは代表者名の記載及び押印が漏れていた。</p> <p>2 見積書は支店長名で提出されていたが、作業完了報告書と請求書は代表取締役名であり、また、各々の代表取締役名は異なっていた。</p> <p>さらに、請求書においては代表取締役の押印も漏れ</p> |

| | | |
|-----|---------|---|
| | | ていた。 |
| 教育局 | 飯能南高等学校 | 平成 23 年度の「ばい煙測定業務委託」(155 千円)について、承認を得ずに、業務を第三者に再委託したことは、不適切であった。 |
| 教育局 | 福岡高等学校 | 平成 23 年度に締結した「産業廃棄物収集運搬委託」等(3 件)の契約事務について、業務の完了を確認するためのマニフェストを受領する前に、検査確認を行い合格としていたのは不適切であった。 |
| 教育局 | 鷲宮高等学校 | 平成 23 年度の「ボイラー点検手数料」(50 千円)について、見積額と異なる額の請求書に基づき支出したことは不適切であった。 |
| 教育局 | 蕨高等学校 | 平成 23 年度の「学級増に伴う大会議室内部改修」(989 千円)について、予定価格を決定する前に、見積り合わせを行っていたことは不適切であった。 |

c 監査結果の報告に添える意見

| 機関名 | 監査の意見 |
|--|--|
| 会計管理者 会計管理課 企業局 財務課 病院局 経営管理課 下水道局 下水道管理課 | <p>備品(資産)の管理状況を実査したが、所在が確認できない備品(資産)が複数あるなど管理の不適切な事例が見られた。</p> <p>この監査結果を踏まえ、次の点について検討を行い、職員各自が備品(資産)も公費で購入した財産であるとの意識を持ち、適正な管理を効率的かつ継続的に行うことができる仕組みづくりをすべての機関において行う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現物と帳簿の照合を行い、使用状況を確認するとともに、その結果報告を義務づけること。 2 企業局・病院局・下水道局においては、各々の財務規程で規定している実地照合の実施を徹底すること。 3 電子機器の普及に伴い、備品(資産)の耐用年数が短くなっていることから、事業目的を達した備品(資産)については、簡易に処分(再利用・売却・廃棄等)できる仕組みを構築すること。 4 備品(資産)の廃棄に当たっては、特定の課において一括管理し、廃棄する場合はまとめて廃棄するなど、コストの縮減が図れるような仕組みづくりを検討すること。 |

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体及び実施団体

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）及び公の施設の管理を委託している団体（指定管理者）に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか

| 監査実施団体 | 平成24年度 | 平成23年度 |
|----------------|--------------|--------------|
| 出資団体 | 11 | 10 |
| 補助金等交付団体 | 20 | 20 |
| 指定管理者 (施設数) | 17 (20施設) | 14 (21施設) |
| 監査実施団体 計 | 48 | 44 |
| 監査実施箇所 計 | 51 | 51 |

(2) 監査の結果

ア 指摘

該当なし

イ 注意

該当なし

3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

(1) 年度別処理状況（平成20年度以降分）

| 年 度 | 請求件数 | 結 果 | | | 取り下げ | 備 考 |
|--------|------|-----|--------|-----|------|------------|
| | | 勸 告 | 棄 却 | 却 下 | | |
| 平成20年度 | 1 | - | (*1) 1 | - | - | (*1)一部却下 |
| 平成21年度 | 3 | - | (*2) 1 | 2 | - | (*2)一部却下 |
| 平成22年度 | 4 | - | 4 | - | - | |
| 平成23年度 | 6 | - | (*3) 6 | - | - | (*3)一部却下 2 |
| 平成24年度 | 2 | - | 1 | 1 | - | |

(2) 請求事案及び結果（平成20年度以降分）

| 受付年月日 | 件 名 | 結 果 | 備 考 |
|-----------|--|----------------------|-----|
| 21. 2. 17 | 旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地に係る埼玉県と日本赤十字社との売買契約に関する件 | 21.3.27 棄却 (一部却下) | |
| 21. 4. 1 | 行政財産の使用許可に係る使用料免除に関する件 | 21.5.29 棄却 (一部却下) | |
| 21. 4. 21 | 情報公開コーナーのプライバシーの確保を求める件 | 21.5.20 却下 | |
| 21.10.22 | みんなに親しまれる駅づくり事業補助金に関する件 | 21.12.1 却下 | |
| 22. 9. 3 | 旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他に関する件 | 22.10.22 棄却 | |
| 22.10. 8 | 自由民主党議員団に対して交付した平成21年度県政調査費の交通費にかかる支出の件 | 22.11.26 棄却 | |
| 22.10. 8 | 県政調査研究会、政調費公開の会、無所属刷新の会、高志会、元気塾及び貫徹の会に対して交付した平 | 22.11.26 棄却 | |

| | | | |
|----------|----------------------------------|----------------------|--|
| | 成 2 1 年度県政調査費にかかる支出の件 | | |
| 22.11.29 | 再生砕石撤去工事説明会会場費の件 | 23.1.21 棄却 | |
| 23. 4. 4 | 平成 2 1 年度県政調査費に関する件 | 23.5.27 棄却 (一部却下) | |
| 23. 5.19 | 旧浦和青年の家跡地における再生砕石撤去工事に関する件 | 23.7.12 棄却 | |
| 23. 6. 7 | 旧浦和青年の家跡地における仮設撤去復旧工事に関する件 | 23.8. 2 棄却 | |
| 23.11.25 | 日赤埼玉県支部跡地売却に関する件 | 24.1.24 棄却 (一部却下) | |
| 23.11.28 | 平成 2 2 年度県政調査費に係る支出の件 | 24.1.24 棄却 | |
| 24. 1.30 | 国道 2 5 4 号バイパス(志木市地内のモデル工事)に関する件 | 24.3.21 棄却 | |
| 24. 6. 5 | 準学校法人川越専門学校への私立学校運営費補助金に関する件 | 24.6.18 却下 | |
| 24. 6. 5 | NPO法人ほっとポットへのホームレス自立支援団体活動費補助金の件 | 24.7.31 棄却 | |



平成24年度 事務概要

平成25年7月

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒330 - 9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048 - 830 - 6513

FAX 048 - 830 - 4940

E-mail a6513@pref.saitama.lg.jp